

ている職務の級であった職員の施行日における職務の級(同表において「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第一から別表第六までの給料表の適用を受けていた職員(次項第一号に掲げる給料月額を受けていた職員を除く。)の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。附則別表第二において「経過期間」という。)に応じて附則別表第二に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

4 施行日の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員の新号給又は施行日における給料月額は、人事委員会規則で定める。

一 給与条例別表第一から別表第六までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第五条第四項の規定による給料月額

三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第七条第三項の規定による給料月額

(施行日前の異動者の号給の調整)

5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 附則第二項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の給与条例、第二条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第三条の規定による改正前の任期付職員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

8 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡

上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

10 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第八条第二項、第九条第二項及び第三項、第二十一条第五項（給与条例第二十二条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第二十三条の二第二項、第二十三条の三第二項並びに第二十三条の三の二第二項の規定の適用については、給与条例第八条第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）附則第七項から第九項までの規定による給料の額（以下「差額相当額」という。）との合計額」と、給与条例第九条第二項及び第三項、第二十一条第五項、第二十三条の二第二項、第二十三条の三第二項並びに第二十三条の三の二第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と差額相当額との合計額」とする。

11. 附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員に関する次の表の上欄に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号）第三条第一項、任期付研究員条例第五条第五項及び任期付職員条例第七条第四項	給料月額	給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第四条	教職調整額は	教職調整額（第三号に掲げる条例（第六条の五第二項を除く。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、給料月額に対する教職調整額は
職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第三号）第十七条第二項	給料月額	給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）附則第七項から第九項までの規定による給料の額（第二十四条第二項において「差額相当額」という。）との合計額
職員の特殊勤務手当に関する条例第二十四条第二項	給料月額	給料月額と差額相当額との合計額

（地域手当に関する経過措置）

12 平成二十二年三月三十一日までの間における給与条例第十一条の二第二項及び第十一条の三の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは「割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」と、同条中「百分の十五」とあるのは「百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とする。

（人事委員会規則への委任）

13 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

14 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

15 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第八条中「である派遣職員には、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当を、」を「又は」に、「給料、扶養手当、調整手当」を「、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当」に改め、「、その派遣の期間中」を削る。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

16 職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「(以下この項において「調整期間」という。)」を削り、「その職務に復帰した日(以下この項において「復帰の日」という。)

又はその日から一年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「人事委員会規則又は教育委員会規則で定めるところにより、号給を調整する」に改め、同条第二項を削る。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

17 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第六条中「、給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。

第八条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十六条中「、給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

18 職員等の旅費に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号中「十一級」を「九級」に改める。

第三十二条第一号イ中「十一級及び十級」を「九級又は八級」に改め、同号ロ中「九級」を「七級」に改め、同条第二号中「二の階級」を「三階級」に、「最上級」を「上級」に改め、同条第四号中「六級」を「四級」に改める。

第三十三条中「本条」を「この条」に改め、同条第一号イ及びロ中「十一級及び十級」を「九級又は八級」に、「九級」を「七級」に改め、同条第三号中「六級」を「四級」に改める。

第三十七条第一項中「十一級及び十級」を「九級又は八級」に、「九級及び八級」を「七級又は六級」に、「七級及び六級」を「五級又は四級」に、「五級」を「三級」に改める。

附則第三項中「二級以下」を「一級」に、「九級以下三級」を「七級以下二級」に改める。

別表第一から別表第三までの規定中「十一級及び十級」を「九級又は八級」に、「九級以下三級」を「七級以下二級」に、「二級以下」を「一級」に改める。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

19 前項の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。この場合において、施行日の前日において二級の職務にあった者に対する同条例第十七条第一号ロ及び第三十三条第一号イの規定の適用については、その者が同条例における一級の職務にある間は、同項第一号ロ中「下級」とあるのは「中級」と、同条第一号イ中「最下級」とあるのは「九級又は八級の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級」とする。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

20 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「三級」を「二級」に、「八級」を「六級」に、「十一級」を「九級」に改める。

(秋田県招致外国青年の給料及び旅費に関する条例等の一部改正)

21 次に掲げる条例の規定中「三級」を「二級」に改める。

一 秋田県招致外国青年の給料及び旅費に関する条例(昭和六十二年秋田県条例第十八号)第五条第二項

二 秋田県公害紛争処理条例(昭和四十五年秋田県条例第五十号)第九条第二項

三 収用委員会又は仲裁委員の求めにより出頭した鑑定人に対する旅費及び手当並びに参考人に対する旅費に関する条例(昭和二十六年秋田県条例第七十八号)第二条第一項

四 建設業法第三十二条第一項の規定により出頭した参考人の費用弁償の額及び支給方法に関する条例(昭和二十四年秋田県条例第二十七号)第二条

五 建築士法第十条第三項の規定により出頭した参考人の費用弁償の額に関する条例(昭和二十七年秋田県条例第三十二号)第二条

六 県議会の請求による出頭者及び公聴会参加者の実費弁償に関する条例(平成三年秋田県条例第四十六号)第二条

七 地方公務員法第八条第六項の規定により出頭した証人の費用弁償に関する条例(昭和二十六年秋田県条例第四十八号)第二条

八 地方自治法第百九十九条第八項の規定により出頭した関係人に対する実費弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第二十八号) 第二条

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

22 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第十一条の二第一項中「別表第六イ」を「別表第六」に改める。

(秋田県警察署協議会条例の一部改正)

23 秋田県警察署協議会条例(平成十三年秋田県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「八級」を「六級」に改める。

附則別表第 1 職務の級の切替表(附則第 2 項関係)

給 料 表	旧 級	新 級
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
公安職給料表	4 級	4 級
	5 級	
	6 級	5 級
	7 級	6 級
	8 級	7 級
	9 級	8 級
	10 級	9 級

附則別表第2 号給の切替表(附則第3項関係)

1 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21